

## 1-3 計画区域と目標年次

### 1-3-1 計画区域

立地適正化計画の区域は、都市再生特別措置法（第 81 条第 1 項）において、都市計画区域内でなければならないとされており、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を計画区域とすることが基本とされている。

このため、本計画でも各都市計画区域（国分都市計画区域、溝辺都市計画区域、横川都市計画区域、牧園都市計画区域、隼人都市計画区域、福山都市計画区域）の全域を本計画の対象区域とする。

なお、都市計画マスタープランにおいて各地域の総合支所周辺に地域拠点を設定しているが、都市計画区域外である溝辺地域と霧島地域は、「地域生活拠点」としても設定する。



図 1-2 計画区域

出典：霧島市都市計画マスタープラン

### 1-3-2 目標年次

本計画は、集約型のまちづくりを進めるために、人口密度や暮らしに必要な都市機能を維持し、中長期的な視点に立って、計画的な時間軸の中で緩やかに居住や都市機能の維持・誘導を進める計画であるため、計画初年度の令和 6 年（2024 年）度から概ね 20 年間とし、令和 25 年（2043 年）度を目標年次とする。

本計画策定後は、概ね 5 年ごとに計画の効果や実効性を評価し、必要に応じて計画を見直しながら運用することとする。

# 第1章

---

## 立地適正化計画の概要

- 1-1 計画の背景と目的
- 1-2 計画の位置づけ
- 1-3 計画区域と目標年次

## 1-1 計画の背景と目的

我が国では、急激な人口減少や少子高齢化が進行している。本市においても全国的な傾向と同様に人口減少と少子高齢化が進行しており、今後のまちづくりは、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境の実現と、財政面において持続可能な都市経営を実現することが大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、行政・住民・民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくための計画である霧島市立地適正化計画（以下「本計画」という。）を策定する。

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、都市再生特別措置法第 81 条の規定による「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として定めるものである。

本計画は、「霧島市総合計画」や鹿児島県が定める「都市計画区域マスタープラン」等の上位計画の内容に即するとともに、公共交通施策や住宅施策、医療・福祉施策、農業施策、防災・減災施策など、各種関連する計画と整合・連携が図られたものである必要がある。

また、本計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市計画マスタープランの一部とみなされる。

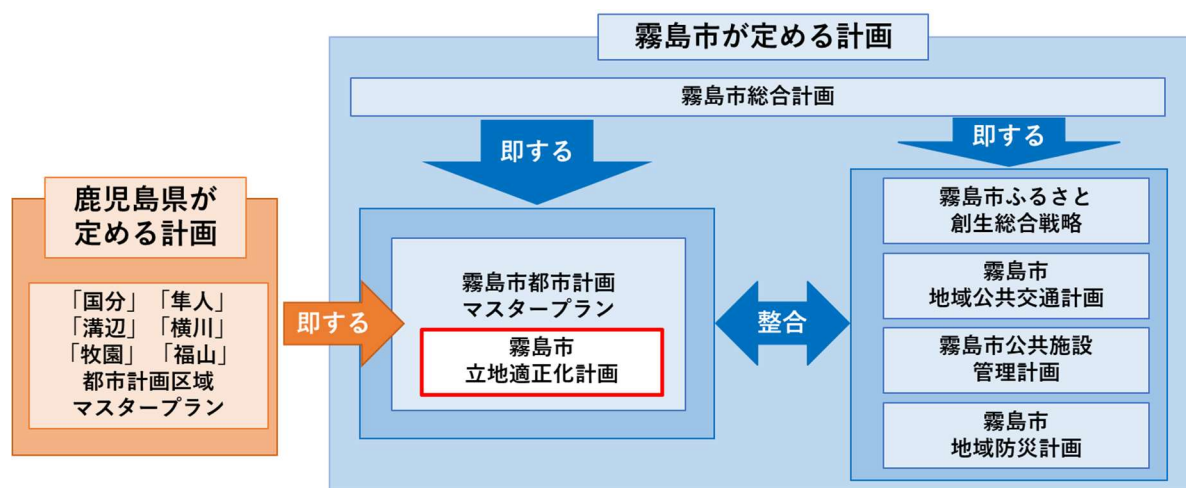


図 1-1 計画の位置づけ